

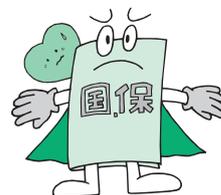
国民健康保険の税率を改定します

平成 16 年 11 月の合併後、平成 17 年度から国民健康保険の税率を下げ、運営してきました。

しかし、急速な高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などによる医療費の増額のため、国民健康保険の財政は大変厳しいものになっています。このままでは運営が難しくなりますので、平成 19 年度に保険税率を引き上げることになりました。

平成 19 年度の賦課は 4 月からですが、第 1 期（4 月）分と第 2 期（5 月）分《仮算定》は前年の保険税によるもので、第 3 期（8 月）《本算定》から新しい税率になります。

この引き上げにより、1 世帯平均の年額で医療保険分が約 17,600 円、介護保険分が約 4,800 円増額の見込みです。



■ 課税限度額の引き上げ

平成 19 年度課税額の限度額については、医療保険分は 53 万円で据え置かれますが、介護保険分については、現行の 8 万円から 9 万円に引き上げられます。

区分	課税方法	医療保険分		介護保険分	
		改定前税率	改定後税率	改定前税率	改定後税率
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた額に対して	5.3%	6.7%	1.0%	1.5%
資産割	その年の固定資産税額のうち土地家屋にかかる部分に対して	24.5%	18.0%	6.0%	3.0%
均等割	国保に加入している方 1 人について	21,000 円	25,000 円	6,500 円	7,500 円
平均割	1 世帯について	18,000 円	22,000 円	4,000 円	4,500 円

※所得割の特別控除 7 万円

(公的年金などの控除の見直しや高齢者控除廃止の影響を受ける昭和 15 年 1 月 1 日以前に生まれた方)

※資産割は、段階的になくしていきます。

退職者医療制度について

会社などを退職して、厚生年金などを受給している 75 歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

■ 対象となる人

次の条件のすべてにあてはまる人（退職被保険者本人）とその被扶養者

- ① 国民健康保険に加入している人
- ② 老人保健の適用を受けていない人
- ③ 厚生年金や各種共済組合などの年金を受給している人で、その加入期間が 20 年以上、または 40 歳以降 10 年以上ある人



■ 被扶養者とは

退職被保険者と生活をともにして、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と 3 親等以内の親族、または配偶者の父母と子
- ② 国民健康保険の加入者で老人保健の適用を受けていない人
- ③ 年間の収入が 130 万円未満（60 歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障がいのある人は 180 万円未満）であって、かつ、退職被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満の人

年金証書を受け取ったら 14 日以内に、国民健康保険被保険者証と年金証書・印鑑を持って国民健康保険の窓口へ届け出てください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

自己負担割合は、退職被保険者になっても変わりません。

■ 必ず届出を

退職者医療制度は、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。退職者医療の届出がないと、健康保険などからの拠出金が負担する医療費分まで国民健康保険が負担することになりますので、必ず届出をしてください。

【問い合わせ】 本庁健康保険課 ☎22-9659・各支所健康福祉課

あなたも公民館講座に参加しませんか 上野公民館平成19年度講座のご案内

ご希望の講座を選んでお申し込みください。

【対象者】 市内に在住または通勤されている方

【申込期間】 4月9日(月)～20日(金) *先着順
(土・日曜日を除く。郵送の場合は、当日消印有効)

【申込方法】

①～③のいずれかの方法でお申し込みください。

①中央公民館に備え付けの講座受付簿に記入する

②中央公民館・地区市民センター・教育委員会各分室

に設置の申込書に必要事項を記入の上、直接持参する
③ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号・希望の講座名を記入の上、郵送する

※電話でのお申し込みは受付できません。

公民館講座のほか、上野公民館には自主的に活動する各種サークルがあります。

サークル活動にもぜひご参加ください。

【申込先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市中央公民館 ☎22-9801



	講座名	学習内容	定員	回数	対象	開催日時
1	芭蕉講座	「三冊子」に見る芭蕉の作品解釈 講師 富山 奏さん	100人	9回	成人	5月～翌年3月 毎月第1金曜日 13:30～15:00
2	文学講座	「源氏物語」 講師 石倉綾子さん	100人	10回	成人	5月～翌年3月 毎月第3木曜日 13:30～15:00
3	ひとみ教室	趣味的な学習や、様々な体験を とおして社会への積極的参加と 健聴者との交流を図る	30人	10回	聴覚に障がい のある成人	5月～翌年3月 毎月第2火曜日 13:30～15:00
4	男の料理教室	男女共同参画社会に伴い男性も 料理に興味を持つことにより食 生活の楽しさを学ぶ	30人	10回	成人男性 (初めての方を 優先します)	5月～翌年3月 毎月第3金曜日 10:00～14:00
5	悠々教室	幅広い教養、趣味的な学習、豊 かで潤いのある高齢期を育む	200人	10回	65歳以上の 男女	5月～翌年3月 毎月第4火曜日 13:30～15:00
6	3B体操教室		50人	6回		5・6・7・9・10・11月 第3火曜日 13:30～15:00
7	仲間づくり ふるさと学習会	郷土の伝統産業・文化・自然な ど体験を通して学習する	100人	9回	小学校 5・6年生	5月～翌年3月 毎月第2または第4土曜日 9:00～12:00

※講座の定員に満たない場合は、開講できないことがあります。

※材料などが必要な講座については、実費をご負担いただきます。

※都合により日程・時間などを変更する場合がありますので、ご了承ください。

国民年金 のはなし



国民年金保険料の納付は
口座振替が便利です！

平成19年度の国民年金保険料は月額1万4100円です。納付書やインターネットでの納付もできますが、口座振替が便利です。一度手続きするだけで、預金口座から自動的に納めていただけます。通常の振替日は翌月末ですが、申し出により、当月末振替にすると毎月50円の割引があります(早割り)。

手続きは預金通帳・通帳登録印鑑・年金手帳をお持ちの上、金融機関または津社会保険事務室までお願いします。なお、窓口での手続き終了後振替開始まで、確認作業に1～2カ月が必要ですので、早めの手続きをお勧めします。

1年間保険料の納め忘れがあると、受け取る年金が1年間で約2万円が生涯に渡って減額されます。必ず期日までに納めましょう。

◆ご存知ですか！前納制度
前納とは保険料を前もってまとめて納めることです。保険料の割引額が多くお得です。

すでに口座振替の手続きをされている方は、引き続き適用されますので、毎回新たな手続きは必要ありません。

	納付方法	保険料	割引	申込方法
1年前納	口座振替	165,650円	3,550円	金融機関または津社会保険事務室で手続
	納付書	166,200円	3,000円	5月1日が納付期限
6カ月前納	口座振替	83,640円	960円	金融機関または津社会保険事務室で手続
	納付書	83,910円	690円	納付期限は4～9月分は5月1日、10～3月分は10月31日

【問い合わせ】

本庁健康保険課

☎22・9659

各支所健康福祉課

津社会保険事務室

☎059・228・9188

年金ダイヤル

☎0570・05・1165